告示

○政治資金適正化委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四七九〇	二六、一一、二八	西野　克一
四七九一	二六、一一、二八	小菅章太郎
四七九二	二六、一一、二八	小野塚久枝
四七九三	二六、一一、二八	森下　志文

○政治資金適正化委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二八七九	酒井　宏	二六、一〇、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第八十号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三九五三	菱田　裕之	四二五一	二六、一〇、一

○法務省告示第五百四十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社小菅鋼板	埼玉県羽生市大字三田ケ谷千五百二十九番地	溶接

○法務省告示第五百四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

あけぼのパン株式会社	東京都小平市天神町一丁目三十一番一号	パン製造
株式会社東栄住宅	東京都西東京市芝久保町四丁目二十六番三号	建築大工

株式会社山中建業	埼玉県川口市栄町一丁目十二番二十一号シティデュオタワー川口二千五百九号	型枠施工
株式会社原田工業所	静岡県掛川市篠場百六十五番地	溶接
Ｒｉｓｅ株式会社	福岡県北九州市門司区大字柄杓田千四百十八―三	溶接
株式会社原口工業	佐賀県伊万里市黒川町塩屋五番地三十二	溶接

○法務省告示第五百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

日本特殊陶業株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区高辻町十四番十八号	めっき

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ジェイネット	福岡県福岡市南区桧原六丁目十八番七号	加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第五百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社杜のいちご	宮城県刈田郡七ケ宿町字栗原四十二番地二	耕種農業

○法務省告示第五百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社ミツイオートサービス	大阪府門真市桑才新町九番十一号	塗装